

(公社)埼玉県農林公社経営改革プラン
－ 分収林事業を中心として －
(令和5年度改定版)

令和6年3月
埼玉県

目 次

1	経営改革プランの趣旨	1
2	農林公社の概要	2
	(1) 設立の背景と経緯	2
	(2) 体制と主な事業活動	2
	(3) 経営の状況	4
3	分収林事業をめぐる状況	5
	(1) 分収林事業の実績	5
	(2) 分収林事業の運営状況	8
4	これまでの経営改善の取組と経営の見通し	8
	(1) 経営改善が求められてきた背景	8
	(2) 農林公社の経営改善の取組	11
	(3) 公庫及び県の対応	14
	(4) 経営の見通し	16
5	分収林事業の効果	17
	(1) 水源涵養及び山地災害防止の効果	17
	(2) 地球環境及び社会経済の持続性への効果	17
	(3) 分収林の公益的機能の評価	17
6	取り組むべき改革の内容	19
	(1) 経営改善の基本方針	19
	(2) 農林公社に求める経営改善の取組	19
	(3) 県の対応	20
	(4) 経営改革プランの推進体制	21

1 経営改革プランの趣旨

公益社団法人埼玉県農林公社（以下「農林公社」という。）は、農業と林業に係る施策を一体的に推進し、埼玉県農林業の一層の振興を図るため、社団法人埼玉県農業振興公社（昭和46年5月20日設立）と社団法人埼玉県森林公社（昭和58年11月1日設立）を統合し、平成15年4月に社団法人として設立され、平成25年4月に公益社団法人に移行した。

農林公社は、県内全域を対象として、農家から農地を借り受け経営規模の拡大を希望する担い手等に貸し付ける農地中間管理事業、大区画ほ場の整地や作付地の集団化を行う農業生産基盤の整備、土地所有者に代わって森林の維持・管理を行う分収林事業などを通し、本県農林業の発展に大きく寄与している。

特に、森林・林業関係事業の一つである分収林事業は、立木伐採による収益を得るまでの間、その事業費の大部分が、補助金及び株式会社日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫。以下「公庫」という。）と県からの長期の負債でまかなわれており、この負債は農林公社の負債の9割以上を占めるため、大きな経営課題であり、経営改善の中心に位置付けられるものである。

こうした状況において農林公社では、分収林事業について、これまで数次の経営改善計画に基づき、効率的・効果的な実施に努めてきた。

このような中、平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）が全面施行されたことを受け、各地方公共団体においては、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成21年6月総務省自治財政局長通知）等を踏まえ、第三セクター等の抜本的改革について、先送りすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められた。

このため、県では、農林公社の経営見通しや分収林事業の改善策等に関して検討を行うため、平成21年4月に、学識経験者により構成する「（社）埼玉県農林公社経営懇話会」を設置し、同懇話会の検討結果を踏まえ、平成22年2月に「（社）埼玉県農林公社経営改革プラン」（以下「経営改革プラン」という。）を定めた。

策定時の経営改革プランにおいては、「平成75年度末」（令和45年度末）に約4億円の黒字確保が見込まれる（当時）中で、経営改革に取り組むこととした。しかしながら、その後、木材価格の低迷や、シカの食害対策等による経費の増大などにより、経営改革プランにおける想定から分収林事業の経営環境がかい離する状況が生じている。

このため、県は経営改革プランの改定が必要であると判断し、令和4年度に「公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議」を設置し検討を行った。

この会議では、①経営改革プランの改定については、分収林事業の見直しに着目して行うこと。②分収林が担っている水源涵養機能などの公益的機能について、県民が容易に理解できるよう分かりやすく説明すること。③計画作成においては、県が取り組むべきこと、公社が取り組むべきこと及び両者が取り組むべきことについて、県と公社が協力して精査し、具体的に記載すること。等の提言があったことから、これを踏まえて改定を行うものとする。

2 農林公社の概要

(1) 設立の背景と経緯

農林公社は、農業と林業に係る施策を一体的に推進し、埼玉県農林業の一層の振興を図るため、農業振興公社と森林公社を統合し、平成15年4月1日に設立された。

■法人概要

(令和5年4月現在)

項目	内容
所在地	(本所) 埼玉県行田市大字真名板1975-1 (森林局) 埼玉県秩父市日野田町1-1-44
設立年月日	平成15年4月1日
出資金総額	981,437千円
うち県出資額(出資率)	515,000千円(52.5%)
役職員数	81人(役員2人+常勤職員45人+嘱託34人)

■設立の経緯

時期	農業分野	林業・森林分野
昭和39年8月24日	(社)埼玉県農業機械化公社発足	
昭和46年5月20日	(社)埼玉県農業振興公社に改組	
昭和58年11月1日		(社)埼玉県森林公社発足
平成15年4月1日	両公社が統合し、(社)埼玉県農林公社として改組	
平成25年4月1日	公益社団法人に移行	

(2) 体制と主な事業活動

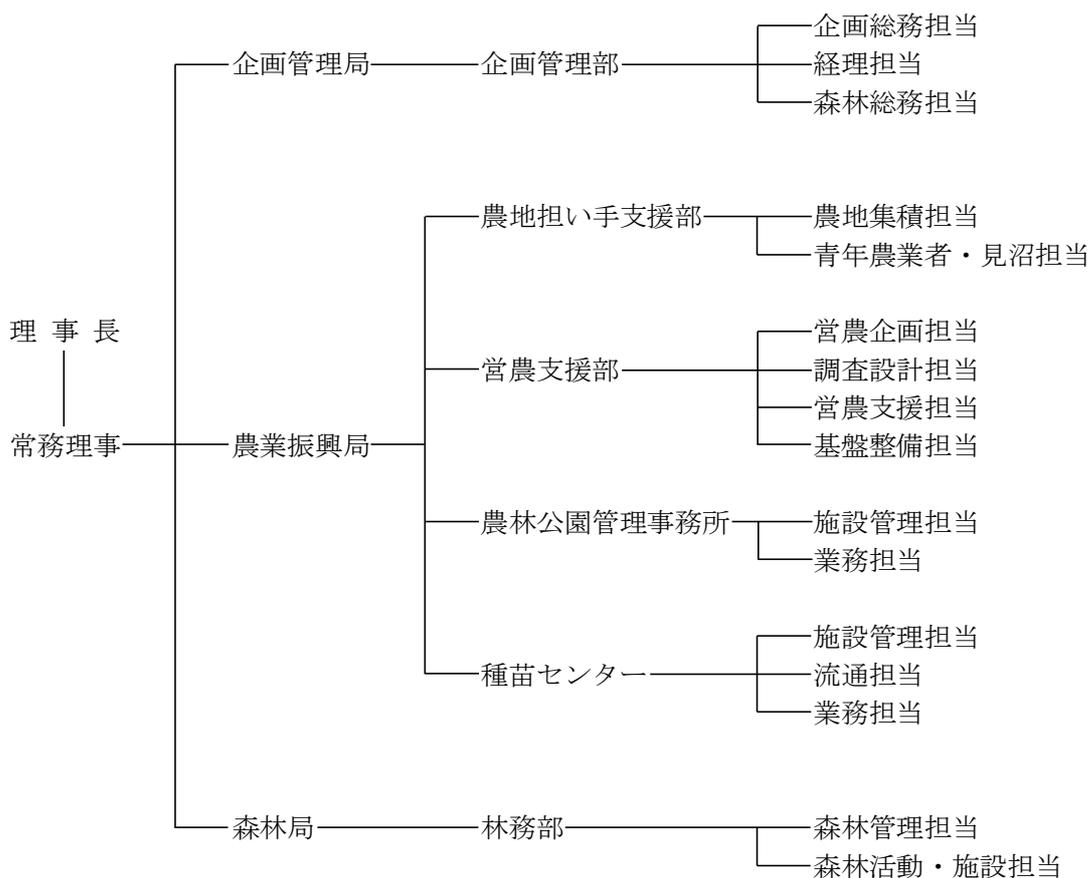
農林公社は、企画管理局、農業振興局、森林局の3局から組織され、81名の職員(非常勤職員含む・令和5年4月現在)が勤務している。

事業としては、農地中間管理事業、分収林事業、施設管理事業など農林分野における様々な事業に取り組んでいる。

■人員体制（令和5年4月現在）

区 分	役員	職員	嘱託
常勤役員（理事長・常務理事）	2	—	—
企画管理局		8	1
農業振興局（局長は常務理事と兼務）		28	29
森林局		9	4
森林局長		1	—
林務部長		1	—
森林活動・森林施設担当		2	4
森林管理担当【うち分収林事業担当】		5【5】	—
合 計	2	45	34

■組織図（令和5年4月現在）



■主な事業とその内容

事業名	事業内容
農地中間管理事業	農用地利用の効率化及び高度化を促進するため、農地中間管理機構として、農用地の中間管理権を取得し当該農用地の貸付けなどを行うことにより、担い手の農業経営規模の拡大、農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入を支援する。
基盤整備・営農支援等事業	担い手が良好な営農条件の下で土地利用型農業に取り組めるよう、県営事業の補完事業として小規模な基盤整備事業を推進するとともに、農業経営の合理化、規模拡大を図る農業者に対し、区画拡大の支援や農作業受託を実施する。 (基盤整備事業は、農地中間管理事業と連動して推進)
見沼農業振興事業	見沼地域の特色を生かした都市近郊農業を振興するため、都市住民の農業理解を促進する体験教室などを開催する。 当該地域において、県からの委託による公有地化農地の適切な管理、活用を行う。
青年農業者育成事業	県、市町村及び農業団体などが出資している青年農業者育成資産を活用して、青年農業者のための配偶者対策及び組織活動支援を実施する。 また、埼玉県青年農業者等育成センターとして、就農相談、無料職業紹介などを行うとともに、次代の担い手を確保するための研修機会を提供する。
分収林事業	農林公社と土地所有者が分収契約を締結している公社営林において、適切な森林整備を行い森林の持つ公益的機能の維持発揮及び森林資源の充実を図る。 また、森づくり協定を締結している企業・団体の支援を受け、森林整備を推進する。
県営林受託事業	県から管理を受託している県営林について、計画的かつ適切な施業を実施し、公益的機能の維持発揮及び森林資源の充実を図る。
森づくり支援事業	県の森づくりに関する調査業務を受託するとともに、企業・団体等が社会貢献として行う森づくり活動を支援する。
林業労働力確保促進事業	新たに林業に就業しようとする者に対して円滑な就業を支援するため、森林組合をはじめとする林業事業体等の情報提供を行い、労働力の確保を図る。
施設管理事業	県が設置した「農林公園」、「種苗センター」、「森林科学館」及び「県民の森」の指定管理者として、それぞれの施設の設置目的が達成されるための適切な管理を行う。
農林産物等販売事業	公益目的事業の推進に資するため、農林公園、森林科学館及び県民の森において、農林産物等の販売を実施する。

(3) 経営の状況

農林公社の近年の経営状況について、資産及び負債は表1、また、正味財産の増減は表2のとおりである。

表1に示す「資産」の主なものは「分収森林」*であり、令和4年度においては、農林公社資産全体の約94%を占めている。

一方、「負債」についても分収林事業に係る県及び公庫からの借入金が、令和4年度においては農林公社の負債の約96%を占めている。

■表 1 資産及び負債（平成 15 年度（農林公社設立）・令和元年度～ 4 年度）（千円）

区 分		H15	R1	R2	R3	R4
資 産	分収森林*	14,883,764	20,575,823	20,817,290	21,071,981	21,331,064
	その他	2,236,366	1,505,773	1,381,415	1,448,701	1,439,165
	計	17,120,130	22,081,596	22,198,705	22,520,682	22,770,229
負 債	県借入金（分収林事業）	5,519,758	10,670,885	11,027,129	11,426,778	11,849,847
	公庫借入金（分収林事業）	9,377,946	9,336,657	9,239,386	9,095,774	8,938,339
	その他	1,156,538	1,114,987	907,533	910,559	871,951
	計	16,054,242	21,122,529	21,174,048	21,433,111	21,660,137
正味財産計		1,065,888	959,067	1,024,657	1,087,571	1,110,092

（出典：各年度農林公社事業報告書）

*「分収森林」とは分収林事業に要した費用を計上するもので、当年度の分収林事業費、管理費などから、補助金等を差し引いた額を累計したものの。

■表 2 正味財産の増減（平成 15 年度（農林公社設立）・令和元年度～ 4 年度）（千円）

区 分		H15	R1	R2	R3	R4
経 常 収 益	分収林事業	84,338	90,760	62,803	31,331	32,350
	その他事業	1,414,092	1,327,054	1,425,858	1,387,253	1,390,006
	計	1,498,430	1,417,814	1,488,661	1,418,584	1,412,356
経 常 費 用	分収林事業	544,734	357,237	321,232	286,023	303,455
	その他事業	1,646,614	1,323,386	1,357,772	1,318,875	1,350,237
	計	2,191,348	1,680,623	1,679,004	1,604,898	1,653,692
分収森林勘定振替前経常増減額		▲692,918	▲262,809	▲190,343	▲186,314	▲241,336
分収森林勘定振替		460,395	266,477	258,429	254,692	271,104
正味財産増減額		▲229,445	▲23,760	65,589	62,914	22,521

（出典：各年度農林公社事業報告書）

3 分収林事業をめぐる状況

（1）分収林事業の実績

分収林事業は、戦後、国、地方公共団体、森林・林業関係者が一体となって造林を推進する中で、厳しい林業情勢や労力等の関係で土地所有者による整備が進みがたい地域において開始された事業である。

本県の分収林事業は、昭和 58 年 1 月 1 日に森林公社が設立され、以降、県が行ってきた分収造林（県造林）を引き継ぐ形で実施された。

現在、農林公社においては、分収林契約を締結している 3, 292 ヘクタール（令和 4

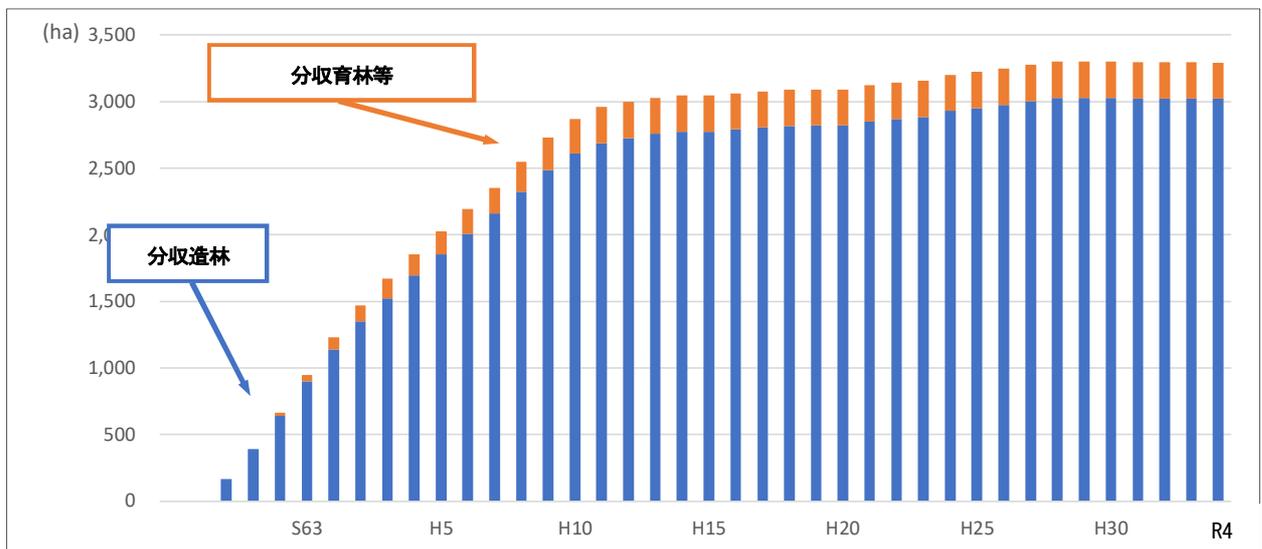
年度末)の森林整備に取り組んでおり、県内森林面積の3%となる。令和4年度末の平均林齢は33年生である。

■契約件数と面積（令和5年3月31日現在）

区分	契約件数	面積 (ha)
分収造林	1,435	3,021
分収育林	111	271
計	1,546	3,292

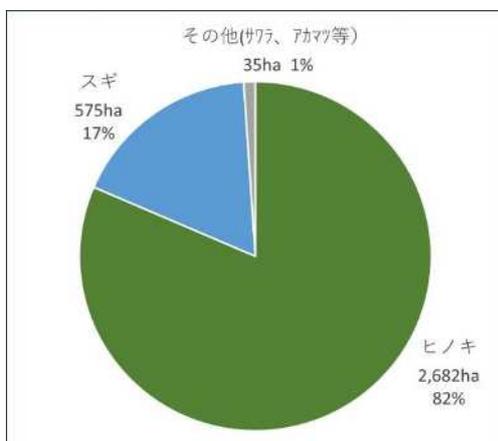
注) 分収育林：生育途上の森林で分収契約を締結して分収する制度

■面積の推移

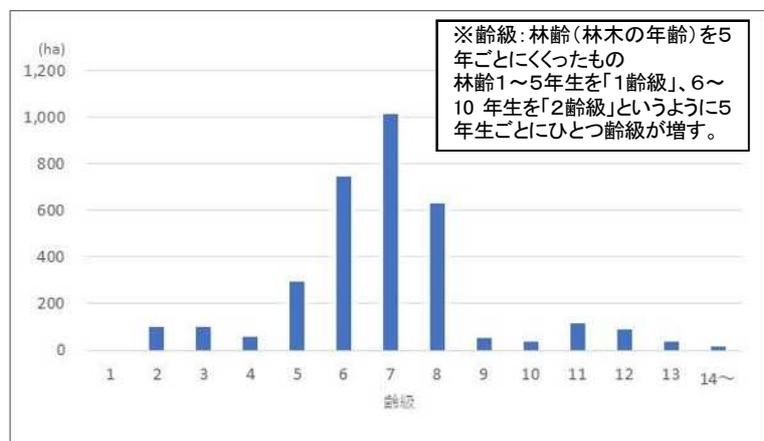


注) 昭和58, 59年度は分収林契約事務や測量等を行い、現地における造林は昭和60年度から開始。

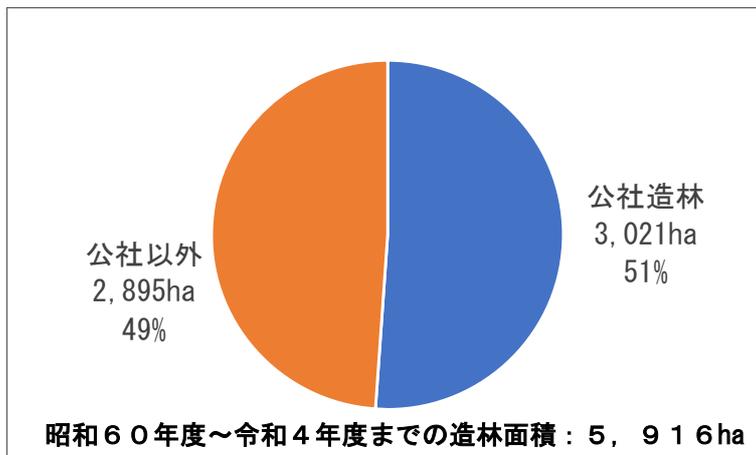
■樹種別の割合



■齢級の構成

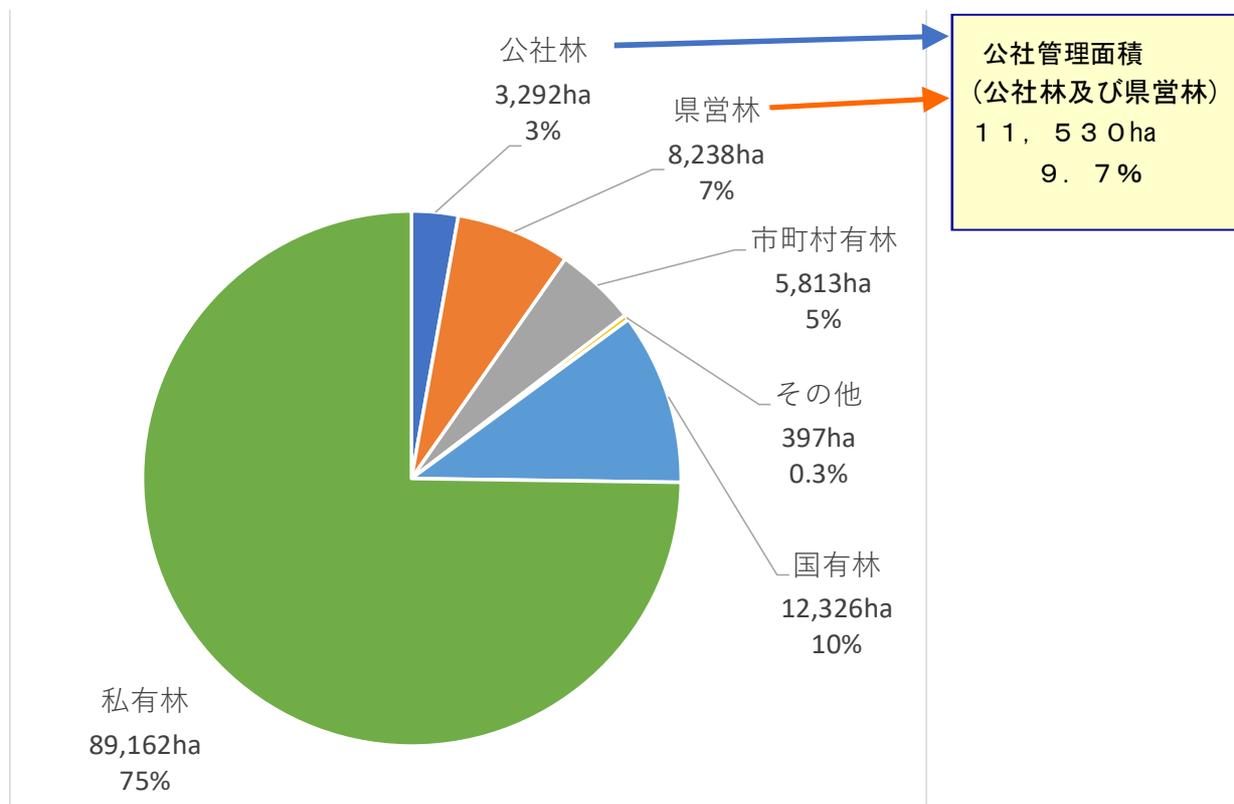


■県内の人工造林に占める公社造林割合



また、農林公社は、森林公社設立後の昭和59年度から県営林の管理（8,238ヘクタール）も受託しており、県内森林面積（約12万ヘクタール）のうちの約1割の管理を担う、県内最大の森林・林業事業者である。

■県内森林面積に占める農林公社が管理する森林面積の割合（令和5年4月1日現在）



(2) 分収林事業の運営状況

分収林事業は、実施主体である農林公社が土地所有者との契約に基づき、植栽、保育、伐採を行い、木材の売却によって得られる収益を農林公社と土地所有者との間で分収するものであり、立木伐採による収益を得るまでの間、造林事業に関する経費は国庫補助のほか、公庫及び県からの長期借入金で運営している。

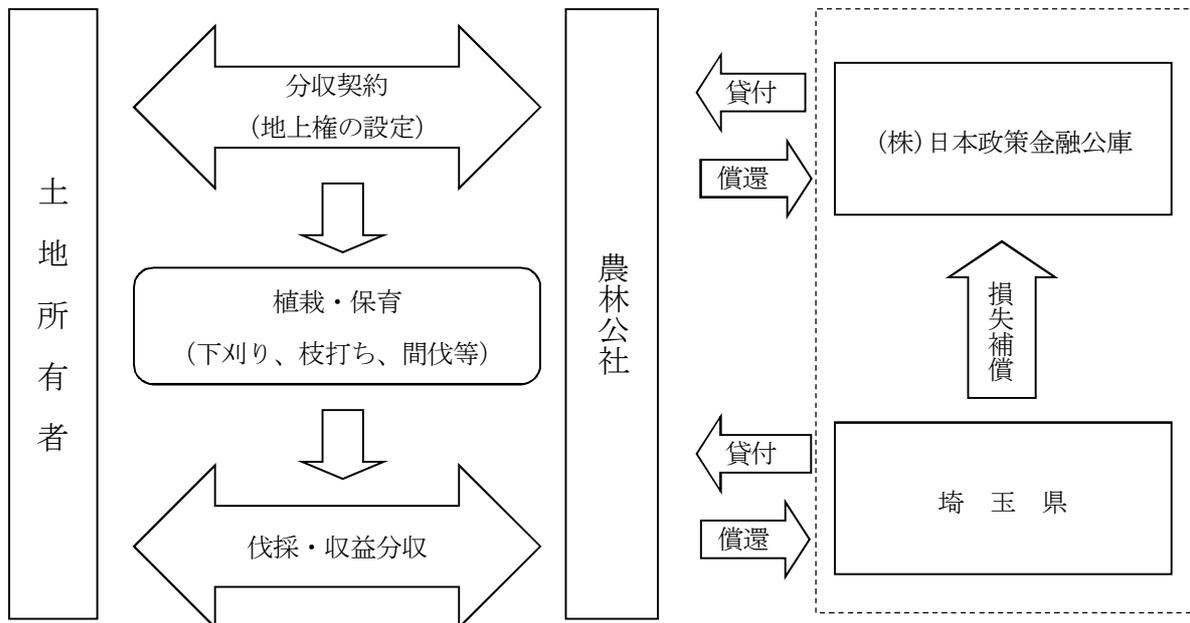
■長期借入金の借入残高（令和4年度末時点）

単位：千円

貸手（資金種類）	利率	償還期間	借入残高	備考
(株)日本政策金融公庫			8,938,339	
林業基盤整備資金	1.10～3.50	35年据置 15年元利均等償還	3,050,301	
森林整備活性化資金	無利子	20年据置 10年元金均等償還	68,073	林業基盤整備資金を併用
林業経営安定資金	0.70～2.30	15年据置 20年元利均等償還	5,819,965	H14からH19まで
埼玉県	無利子、1.10	45年据置 5年元利均等償還	11,849,847	S59～H9:H22～無利子 H10～H18:1.10 H19～:無利子
計			20,788,186	

※公庫借入金から発生する利息は毎年度、県借入金から返済。

■分収林事業の仕組み



4 これまでの経営改善の取組と経営の見直し

(1) 経営改善が求められてきた背景

木材価格は昭和55年以降、円高による低価格の輸入材の増加や平成2年後半から平成

4年にかけての景気の後退などの影響を受け、長期的に低迷傾向にある。今後、伐採時期に至るまで木材価格が更に低迷を続けた場合、分収林事業の収益確保が困難となる事態が強く懸念される。いわゆるウッドショックの影響により、令和3、4年度は丸太価格が上昇しているものの、山元立木価格は低水準のままとなっている。

また、シカを中心とした野生動物による造林地の被害が、平成5年頃以降、秩父地域から県西部・北部地域に拡大しており、幼齢木の食害や成林の剥皮被害が発生している。公社林においては植栽を進めていた時期と被害が拡大した時期が重なり、多くの箇所では幼齢木の食害が発生した。被害木は、枯死に至らずとも幹が通直に育たず、木材としての価値が低下する。このため獣害防止柵の設置等の対策を講じており、経費の増加につながっている。

さらに、森林の保育管理等にかかる経費の大部分は労務費が占めている中、作業員の労務単価は長期的に上昇しており、これも経費の増加の要因になっている。

■国産木材価格の推移



■埼玉県の山元立木価格

単位：円/m³

樹種	H30	R1	R2	R3	R4
スギ	2,775	2,833	2,900	3,167	3,000
ヒノキ	6,250	6,000	6,000	6,667	9,500

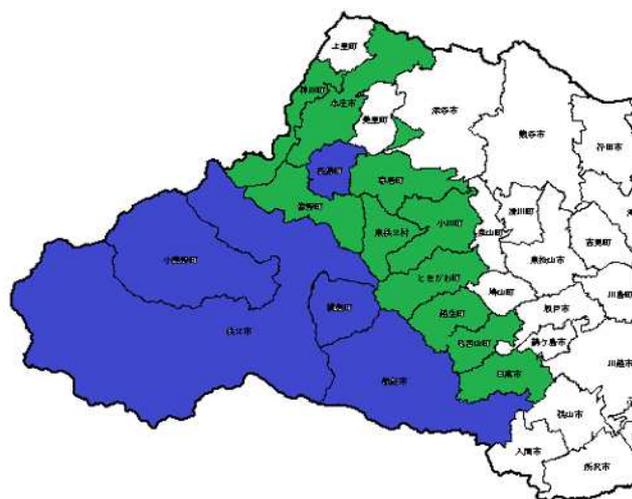
■ 獣害状況（上段：実損面積、下段（ ）：区域面積）

単位：ha

種別／年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
シカ	0.11 (8.56)	12.56 (92.85)	21.08 (136.00)	25.49 (135.00)	25.14 (133.50)	25.14 (133.50)	33.13 (209.50)
クマ	—	0.13 (2.68)	0.30 (3.00)	2.00 (10.00)	2.00 (10.00)	5.00 (25.00)	2.30 (23.60)
イノシシ	—	—	—	—	—	—	—
計	0.11 (8.56)	12.69 (95.53)	21.28 (139.00)	27.49 (145.00)	27.14 (143.50)	30.14 (158.50)	35.43 (233.10)

種別／年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
シカ	37.04 (206.00)	35.04 (155.75)	37.03 (131.50)	41.12 (126.50)	20.12 (101.50)	20.12 (101.50)	30.98 (117.69)
クマ	2.80 (28.60)	3.50 (8.75)	8.58 (15.10)	5.50 (15.00)	5.00 (10.00)	8.00 (20.00)	2.00 (5.00)
イノシシ	—	—	—	0.40 (2.00)	—	—	—
計	39.84 (234.60)	38.54 (164.50)	45.61 (146.60)	47.02 (143.50)	25.12 (111.50)	28.12 (121.50)	32.98 (122.69)

■ シカ被害区域の状況



- 平成10年度までに被害があった地域
- 平成11年度以降に被害が拡大した地域

■ 労務単価の推移

単位：円／人日

年度	S59	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4
労務費	8,700	11,400	16,600	14,700	13,500	12,700	18,300	20,200	20,800	21,400

※普通作業員（土木工事設計単価表）

(2) 農林公社の経営改善の取組

昭和58年から実施している分収林事業については、木材価格の下落により、当初の分収林事業計画どおりに行くと、多額の負債を抱えることとなる懸念から、農林公社では平成9年11月に分収林事業経営改善計画を、平成14年4月に中期経営3カ年計画を策定し、経営改善に取り組んできた。

また、平成22年2月の経営改革プラン策定後は、将来の木材価格（スギ・ヒノキの中丸太価格）を29,306円/m³と想定し、約500ヘクタールの新規造林契約の締結や低コスト施業等に取り組むことで、令和45年度末に借入金を償還した上で約4億円の黒字を見込む長期収支予測を達成することを目指し、農林公社において以下の取組を行ってきた。

ア 分収林事業の長期収支予測達成に向けた取組

(ア) 新規分収造林・育林の推進

平成29年度までに、伐採時の収入から造林経費を差し引いた収益部分を分収する純収益分収方式により、209ヘクタールの新規造林契約を締結した。

その際、森林施業については、植栽本数及び下刈り回数を減らした施業体系を採用し、造林経費の縮減を図った。しかしながら、労務単価の上昇等により実際の施業単価は増加してきており、シカ食害対策費の掛かり増しも生じてきた。

こうした造林経費の上昇や、木材価格の低迷が続いている状況を踏まえ、将来の借入金の償還に係るリスクを考慮し、平成30年度以降の新規造林契約の締結を中止した。

■新植面積の推移（目標：500ha）

単位：ha

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
面積（累計）	32	51	66	111	133	157	185	207	209	—

■分収林事業の実績

項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
保育管理面積(ha)	1,109	1,360	380	297	273	332	312	354	359	334	291	226	156	191
植栽	31	19	15	50	24	24	39	30	6	0	0	0	0	0
下刈り	44	32	17	46	45	56	89	71	88	37	39	15	22	1
除伐	75	76	34	31	88	9	17	21	0	8	5	2	5	35
枝打ち	97	206	105	57	66	26	56	124	113	104	99	61	18	37
間伐	232	324	167	46	32	97	33	40	81	84	66	79	42	49
その他	630	703	42	67	18	120	78	68	71	101	82	69	69	69
事業費（百万円）	151	192	90	84	69	100	87	128	118	119	97	65	29	48

(イ) 分収造林契約の変更

昭和59年度から平成8年度までの既分収契約を対象として、農林公社と土地所有者との6:4という分収割合を7.5対2.5に変更する契約変更に取り組んでいる。令和4年度までに、交渉対象とする契約1,222件のうち616件について契約変更を行った。

■契約変更件数の推移

単位：件

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
契約数 (累計)	129	206	247	309	354	395	461	478	482	482	492	504	579	616

※H30は公社林全体の仕分け調査を実施したため一時中断

(ウ) 作業道等の基盤整備の促進

間伐等の保育管理や将来の主伐時の搬出等にかかる経費を削減するため、作業路網の整備を進めている。開設工事について、平成20年度からは農林公社の職員が自ら直接施工する方式を導入し、また、令和4年度からは単価契約で簡易に外注できる取組も実施し、経費の削減を図っている。

■作業道延長の推移

単位：m

年 度	~H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
延長 (累計)	3,748	6,325	9,187	10,334	10,986	12,167	12,429	13,784	15,605	17,460	19,489	20,875	22,854	24,521

(エ) 自主事業の拡大

農林公社は、職員の高い専門性と技術を活用し、森林に関する調査、測量、評価等の自主事業を行っている。さらに、企業・団体等が社会貢献として森林整備を実施する際、土地所有者等とのコーディネートや計画策定の支援、造林・保育等の技術支援を実施している。

■自主事業の実績

単位：千円

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
事業費	104,270	111,685	159,792	32,091	39,693	31,027	22,859	19,066	18,663	16,521	17,003	10,615	12,988	8,536

(オ) 補助金の活用

分収林事業に係る費用に補助金を積極的に活用し、事業費に占める割合の向上を図ってきた。

※ 近年は新植の中止等により事業費が減少しており、事業費に占める寄附金の割合が増加している。このため補助金の割合が減少している。

■補助事業の導入状況

単位：千円、%

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
補助金額	82,380	144,275	58,367	53,521	47,655	62,745	55,798	97,658	95,295	79,260	76,871	46,788	16,376	15,228
事業費	151,131	191,676	89,685	83,889	67,337	96,806	86,549	128,296	117,830	118,669	96,610	64,550	29,423	47,500
補助金割合	55%	75%	65%	64%	71%	65%	64%	76%	81%	67%	80%	72%	56%	32%

(カ) 一般競争入札の導入

設計額が250万円以上の森林整備事業の発注について、平成22・23年度に一般競争入札を試行し、平成24年度以降は原則として一般競争入札又は指名競争入札としている。

■一般競争入札の実施状況

単位：件、%

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実施件数	—	2/15	2/16	3/6	6/7	5/7	5/6	9/10	8/8	5/7	4/4	4/4	3/3	4/4
平均落札率	93%	87%	86%	91%	91%	92%	90%	91%	91%	91%	97%	93%	92%	92%

イ 獣害地の精査、収入が見込めない分収林の仕分け・解約

獣害により収入が見込めない分収林については、分収契約を解約し、当該分収林に係る公庫からの借入金を繰上償還することで、その後の利払いを避けることができる。

このため、平成30年度以降、分収林を調査して獣害により収入が見込めない108.7ヘクタールを解約交渉対象として特定した。

令和4年度までに、6.57ヘクタールを解約し、2,593万円の繰上償還（県が償還費を助成）を行い、利息を940万円削減した。

ウ 借入金償還財源の確保

間伐材の売却によって収入を得ることを目指し、試行的な搬出間伐を続けてきている。

また、分収契約期限到来前であっても売り払うことが適当な立木は売り払うことができるよう、分収林の生育調査を続けてきている。

エ 事務経費の縮減

経営改革プランの策定以前からも徹底した節減が行われてきたが、策定後も、光熱水費

用や消耗品の節約、時間外勤務の縮減等に取り組んできている。

オ 新会計基準の導入

森林資産評価を適正に行うため、都道府県と林業公社の代表等からなる「林業公社会計基準策定委員会」の検討結果を踏まえて平成23年3月に策定された林業公社会計基準を、平成25年度決算から導入した。

カ 県民理解の醸成

農林公社の果たしてきた役割や森林の持つ多目的機能などについて、県民の理解が醸成されるよう、農林公社の事業内容をホームページで紹介するとともに、県の森林ふれあい施設の指定管理者として、県民の森林・林業に関する理解を深めるための取組を行ってきた。

(3) 公庫及び県の対応

分収林事業の経営改善を図るため、(2)に記した農林公社の自助努力による取組のほか、公庫及び県によって、事業運営に必要な借入金に係る負担軽減を目的として次の対応が行われてきた。

ア 公庫借入金に係る利息の軽減

公庫が長伐期施業又は複層林施業に転換する場合にその円滑な実施を図るための林業経営安定資金を創設(期間：平成14年度～19年度)したことから、農林公社は同資金を活用し、昭和59年度から平成8年度に公庫から借り入れた林業基盤整備資金について、借換えを行い、約28億円の利息軽減を図ってきた。

■借換実績

借換年度	借入年度	借入利率(%)	借換利率(%)	借換額(千円)	借換効果(千円)
H14	S59～S61	3.5	1.3	594,157	146,866
H15	S62	3.5	0.7	348,829	268,964
H16	S63	3.5	1.7	267,625	137,444
H17	S63・H1	3.5	1.6	469,137	249,731
H18	H1～H3	3.5	2.3	1,046,392	387,015
H19	H3～H8	2.8～3.5	2.1	3,550,627	1,641,849
計	—	—	—	6,276,767	2,831,869

イ 県借入金が無利子化

県は、分収林事業に係る平成19年度以降の新規長期貸付金について無利子化を行っている。また、平成22年度以降は、昭和59年度から平成9年度までに県が貸し付けた長期貸付金について、発生利息を無利子とした。

ウ 繰上償還にかかる費用の助成

県は、令和元年度以降、収入が見込めない分収林を解約する場合、当該分収林について農林公社が公庫から借り入れた資金に係る県の損失補償義務に基づき、繰上償還にかかる費用を農林公社に対して助成している。

エ 造林補助制度等による支援

県は、国の補助制度を活用した造林補助や県独自の補助金により支援を行ってきた。

オ 国、公庫への支援要請

県は、国及び公庫に対して、分収林事業に関する支援の充実・強化を、継続的に要望してきた。令和4年6月にも、知事から農林水産大臣に対して、森林整備事業及び管理経費に係る財政支援や、公庫資金の任意繰上償還の弾力化などについて要望を行った。

カ 新たな森林整備手法の検討

県内の獣害地を調査し、分収契約の解約地を含む獣害地の復旧手法をとりまとめた「環境林整備マニュアル」を作成した。

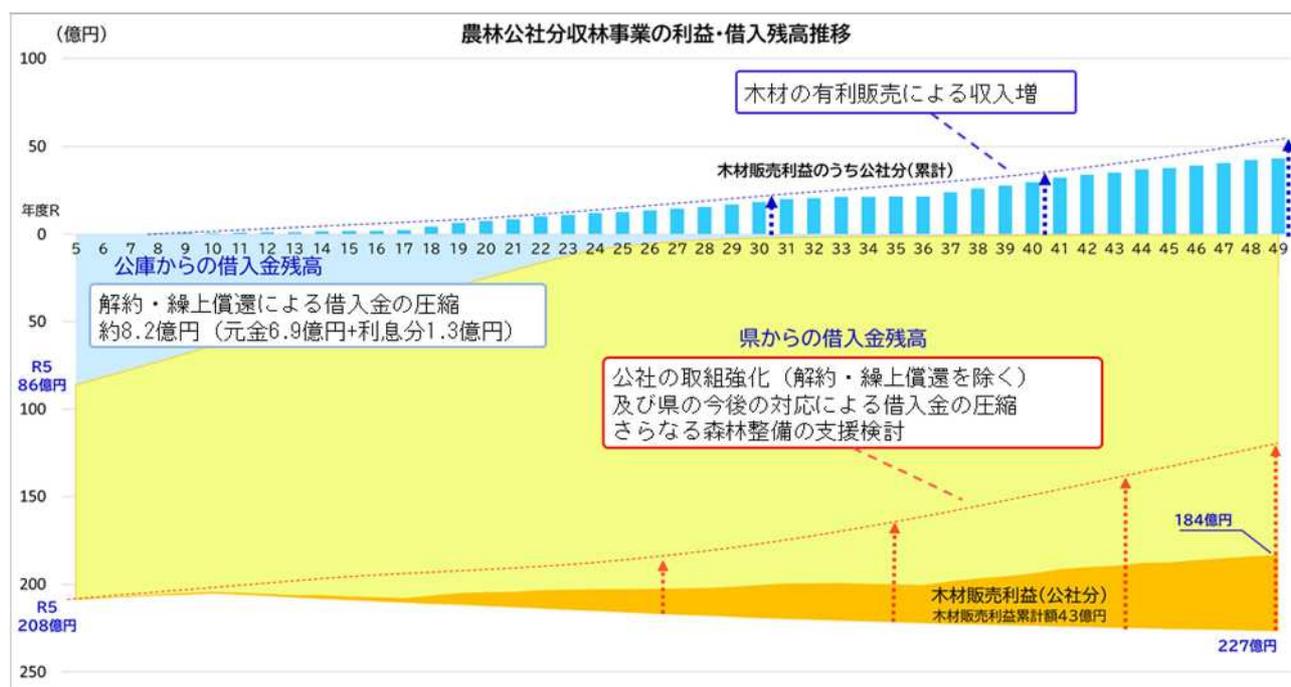
(4) 経営の見通し

農林公社の分収林事業に係る長期借入金は、令和4年度末で約208億円となっている。経営改革プラン策定時（平成22年2月）は、木材価格を29,306円/m³と想定し、新規造林契約の締結等を推進する中で、将来の黒字化を確保することとした。しかし、木材価格は長期的に低迷しており、新植も中止せざるを得なくなっているなど、経営改革プランにおける想定から現状がかい離してきている。

また、農林公社における経営改善の取組や県の対応は、分収林事業の採算性にプラスの効果をもたらしているものの、採算性を大きく改善するような効果は発揮できていない。

以上のことから、現時点での経営の見通しを示すため、新たな長期収支予測を行った。令和5年度から、分収契約のうち契約期間が最も遅い契約の終期である令和49年度までの45年間の期間における木材販売利益について、契約地ごとの地形条件等を踏まえた立木価格を試算したところ、約43億円の売上が見込まれた（*1、*2）。

木材販売利益を差し引くと、終期の借入残高は約184億円となる見込みである。



- * 1 この試算には、現時点での木材価格、事業経費、補助金の活用方針等をそのまま将来にわたり適用していることや、解約交渉の対象としている分収林以外は木材販売できるものとして試算対象としていることなど、今後の経営環境等に応じて収支の変動が見込まれる要素が含まれている。
- * 2 公庫からの借入金は県からの借入金で償還すると想定している。なお、農林公社の公庫からの借入金について、県は公庫に対して損失補償義務を負っている。

5 分収林事業の効果

森林は、様々な働きを通じて県民の安心・安全な暮らしと経済の発展に寄与するかけがえのない社会資本である。

その具体的な働きとは、水源の涵養、山地災害の防止、二酸化炭素の吸収・固定、木材等の生産、生物多様性の保全、保健・レクリエーション機能等であり、これらの機能を維持発揮させるためには手入れを適切に行う必要がある。

(1) 水源涵養及び山地災害防止の効果

間伐や枝打ち等の手入れを行った森林では、立木の成長が促進され、さらに光が林床に差し込むことにより下層植生が発達し、森林土壌への有機物の供給源が形成される。

このような植生豊かな森林においては、多くの昆虫や微生物の働きによってスポンジ状の土壌構造が発達する。裸地と較べて降雨を浸透・貯留する機能が高いため、河川の増水を遅らせ洪水を緩和するほか、水質を浄化し安全な水を持続的に供給する。

加えて、樹冠や落葉層が雨滴の衝撃を和らげ、発達した根系が土壌を保持することで、土壌の流出を防止し災害の発生を未然に防いでいる。

「水源涵養機能の模式図」にあるとおり、森林の場合は降雨の35%が土壌へ浸透する。これに対し裸地では5%と大幅に低く、逆に地表流の割合が55%と高くなるため、土壌が流出し災害が発生しやすくなる。

特に農林公社は、地理的条件の厳しい奥地・水源地における森林整備を着実に進め、公益的機能の維持発揮を図っている。

(2) 地球環境及び社会経済の持続性への効果

近年は、地球環境や社会経済の持続性への危機意識を背景として、持続可能な開発目標(SDGs)が注目され、その目標の一つに「持続可能な森林の経営」が含まれている。県民等へ木材を供給し「伐って・使って、植えて、育てる」循環利用を進めることで、目標の達成に貢献していくことが重要である。

SDGsには地球温暖化防止も重要な目標として含まれており、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すうえで、森林は二酸化炭素の吸収源として期待されており、さらに森林から生産される木材を住宅等で活用することにより、木材に固定された炭素を長期間貯蔵することとなる。

手入れを適切に行った森林は、優れた自然景観が安らぎや癒し、レジャーの場を提供しており、県民の生活環境の向上に大きな役割を果たしている。

(3) 分収林の公益的機能の評価額

管理が行き届いている公社林は、荒廃した森林や裸地に比べ機能が高く、その公益的機能の評価額を試算すると、年間123億円に相当する。

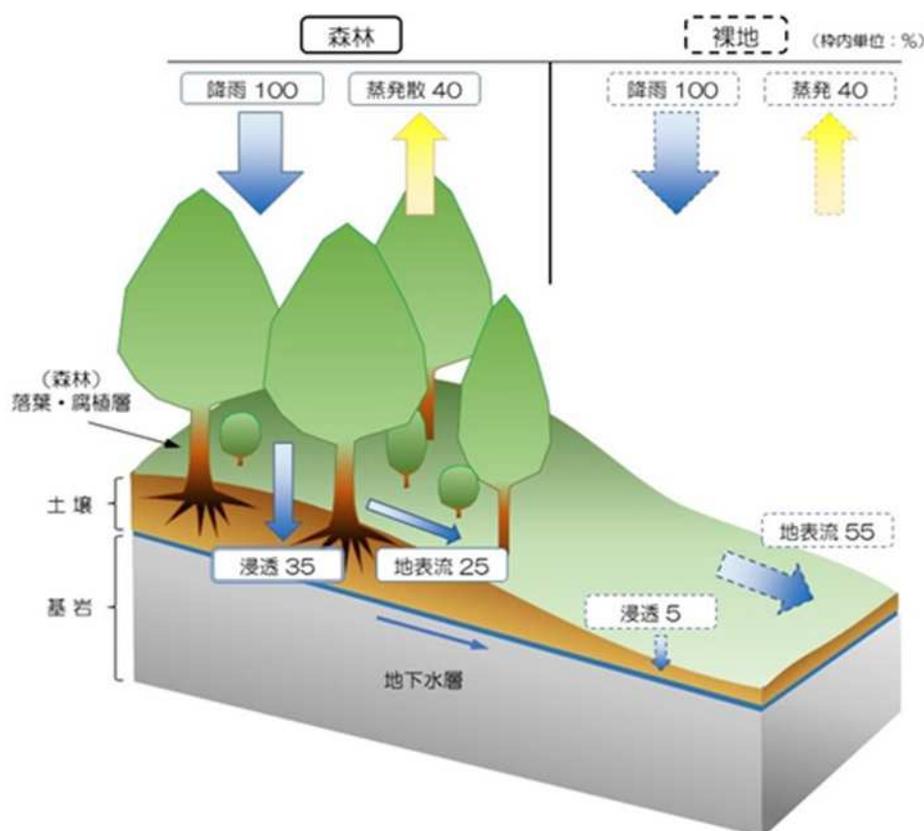
■公益的機能の評価額

単位：億円

機能の種類	年間評価額	
	公社林	県全体(参考)
水源涵養機能 (水資源の貯留) (洪水の緩和) (水質の浄化)	55 (10) (9) (36)	1,991 (346) (317) (1,328)
土砂災害防止機能	22	783
土壤保全機能	11	401
保健・レクリエーション機能	22	808
生物多様性保全機能	5	180
地球環境保全機能	8	276
合計	123	4,439

※ 「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(平成13年11月 日本学術会議会長答申)において示された算定方式に基づき最新の森林面積により県森づくり課で試算(令和5年3月末)。

■水源涵養機能の模式図



※一回の降雨量を100とした場合の水の収支。森林は裸地に比べて、地表流の割合が低く、浸透の割合が高い。

6 取り組むべき改革の内容

(1) 経営改善の基本方針

経営改善にあたっては、農林公社の健全な運営を図るとともに、分収林の持つ公益的機能が将来にわたり維持発揮されるよう、基本方針を定めることとする。

4(4)に記した経営の見通しのおり、今後も木材価格が低迷した状況などが続くとなれば、木材販売収入から土地所有者への分収を行った上で最終的に残る資金では、分収林事業に係る県からの借入金の償還が困難となるおそれが生じている。

このため、分収林事業に係る最終的な県民負担、すなわち県の財政負担をできるだけ抑える必要がある。

加えて、県が出資する法人である農林公社の財務運営の健全性を維持する観点も踏まえ、最終的に債務超過が生じる場合の処理についても対応を講じる必要がある。

さらに、分収林事業は森林を自ら育成できない土地所有者に代わって森林を維持・管理するものであることから、新たな改革に取り組む上でも、現在分収林である森林について、今後もその公益的機能を維持する必要がある。

上記の観点から、今後の分収林事業の経営改善については、農林公社が分収林事業を行う仕組みを維持する中で進めることとする*。

* 仮にこの仕組みを取り止めるとすれば、分収契約を即座に全面的に解約しようとするのが考えられるが、この場合、土地所有者との解約交渉は難航し、事務も膨大となることが見込まれる。また、仮に解約が多く進んだとしても、多くの森林について即座に管理の受け皿を準備することが難しくなる事態も考えられ、その後の森林の適切な管理に困難を生じ、公益的機能を損ねる恐れがある。

他方、農林公社による分収林事業を取り止め、分収林を県営林化することも考えられるが、この場合、農林公社による分収林事業と比べて、国の補助金を活用できる幅が狭くなることに加え、(3)で後述する県既往貸付金の無利子化等により得られる国の特別交付税措置も受けられなくなるほか、契約者の変更に伴う事務等が大幅に増加することが見込まれる。

(2) 農林公社に求める経営改善の取組

農林公社は、分収林事業の実施主体として、事業にかかる今後の事業費・管理費を削減して県からの新規借入金を抑制し、また、県への償還を行うための収入を得る観点から、これまでの取組に加え、特に以下の取組を強化する。

ア 分収契約の解約・変更

今後の県の財政的負担をできるだけ抑えるため、獣害地に限らず、森林環境譲与税等

の独自財源を持つ市町村有林のほか、遠隔地・生育不良等の不採算林が特定されれば、解約後に適切な管理が行われるよう措置しつつ、解約を交渉する。

解約後の森林については、林業経営に適さない森林を管理する現行施策として、県の「水源地域の森づくり事業」や、市町村が森林環境譲与税を活用して行う管理が挙げられることから、こうした施策を活用して管理を行う。

また、より良い条件での販売に向け、分収割合の変更や契約期間の延長について、引き続き土地所有者と交渉する。

イ 森林経営の改善

公的資金を借り入れて事業を行う農林公社には、分収林事業の採算性改善に向け、これまで以上に自らの経営努力により経営改善を続けることが求められる。今後の経営改善においては、特に以下の取組を重点的に行い、債務の圧縮に努める。

- ・収入が見込めない分収林を明確化し、計画的に解約・繰上償還を行い、借入金の返済及びその利払いを避ける。
- ・各市町村における森林環境譲与税事業について、森林・林業に係る知見を生かし、森林経営管理制度に係る森林調査の受託等により収入を得る。
- ・今後森林が育っていく中で、搬出間伐を実施し中間収入を得る。
- ・企業からの寄付や、J-クレジットの取得・販売による収入を得る。
- ・償還に向けた積立資産を形成する。
- ・今後、主伐・木材販売を行うにあたって、製材業者へ直接販売するなど、製材業者をはじめ、流通業者、工務店、消費者等との結びつきを強化する。

このほか、考え得る収益向上対策全てを講じ、借入残高をさらに圧縮するため最大限の努力を払うこととする。

(3) 県の対応

県は、分収林が有する年間評価額123億円の公益的機能が持続的に発揮されるよう、分収林経営の合理化・改善を後押しするとともに、県の財政負担の抑制や農林公社の財務運営の健全性を維持するため、以下を実施する。

ア 県からの既往貸付金の無利子化

県からの既往貸付金のうち、現在有利子である平成10～18年度に貸し付けた29.7億円について、今後の発生利息を無利子とする。

分収林事業に係る資金の利子についてこうした対応を行う場合、国から県に対して特別交付税措置が講じられる。令和5年度の長期プライムレートで試算すると、29.7億円の貸付金について無利子化することで、特別交付金税措置の上積みが見込まれる。

イ 公庫への利払いに係る利子補給

現在、農林公社の公庫からの借入金に係る利払いは、元金の償還と同じく、県から農林公社への貸付金により行っている。この利払いの部分を補助金化し、利子補給を行うこととする。

こうした対応についても、国から県に対して特別交付税措置が講じられる。

ウ 森林整備の助成制度の検討

森林の公益的機能を維持するため、助成制度を検討していく。

エ 国、公庫への支援要請

国として高利な公庫資金の活用を前提に造林を誘導してきたことを踏まえ、今後も、国や公庫に対して制度の見直しや救済措置を行うよう要請する。

それでもなお最終的な債務超過が発生し、農林公社の財務運営や分収林の管理に支障が生じる場合、その具体的な手法を下記（４）アの実施計画を実行する中で検討する＊。

＊ 近年、県の支援により債務超過を解消する方針を示した事例としては、「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」（平成31年3月 新潟県農林水産部）がある。

（４）経営改革プランの推進体制

ア 実施計画の作成

（２）の経営改善を進める上では、分収契約の解約や変更について、契約の相手方となる土地所有者の納得を得られるよう、解約・変更を行った後の森林の管理のあり方等を計画として具体的に示す必要がある。

また、森林経営の改善についても、その実効性を確保するために、取組を進める上での具体的な計画を作る必要がある。

さらに、債務の処理についても、森林資産の損失計上が分収契約の解約や主伐が進むにつれて遠くない将来に発生する可能性に鑑みれば、速やかに計画を作成する必要がある。

こうした計画を明らかにすることは、分収林事業に係る改革について県民理解を求め上でも非常に重要である。

このため、県と農林公社は協同して、分収契約の解約・変更後の森林管理のあり方、森林経営の改善の取組、公社の県に対する債務の処理などについて、今後具体的な実施計画を作成し、経営改善に取り組むこととする。

イ 進行管理

農林公社は、経営改革プラン及び実施計画に基づき、毎年度、経営改善の取組の進行

管理及び評価を行うとともに取組状況を県に報告する。

また、気象災害や病虫獣害の発生など不測かつ困難な状況が発生した場合は、速やかに対応策を検討して取組の見直しを行い、県に報告する。

ウ 点検評価

県は、農林公社の経営状況や経営改善の取組状況を確認し、点検評価を毎年度実施するとともに、概ね5年を目途に検証を行う。